

5 年 保 存
令和 13 年 3 月 31 日 満了
F N o . - 01010802
崎 務 (人) 第 733 号
令 和 8 年 3 月 3 日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

大学院等派遣研修費用の償還に関する運用について（通達）

大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成 19 年長崎県条例第 13 号。以下「条例」という。）及び大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成 19 年長崎県規則第 28 号。以下「規則」という。）により警察本部長が定める大学院等派遣研修（以下「研修」という。）を命ぜられた職員は、当該研修の期間又は当該研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が 5 年に達するまでの期間において離職した場合には、条例で定める金額を県に償還しなければならないことから、「大学院等派遣研修費用の償還に関する運用について（通達）」（令和 3 年 3 月 1 日付け崎務（人）第 146 号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところ、この度、所要の見直しを行い、令和 8 年 4 月 1 日から下記のとおり運用することとしたので、通達する。

なお、旧通達は、同年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

1 警察本部長が定める研修

条例第 2 条第 2 項で定める学校教育法に基づく大学の大学院の課程又はこれに相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する研修であって、職員の同意を得て、県が実施するもので、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- (2) 県が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

2 書面による職員の同意

規則第 2 条第 3 号の書面は、別記様式第 1 号のとおりとする。

3 期間内に離職した職員に対する通知

研修を命ぜられた職員が対象となる期間内に離職した場合には、速やかに、研修の名称及び期間、研修のために県が支出した研修費用の総額、条例により償還しなければならない金額その他必要な事項を別記様式第 2 号により通知するものとする。

4 知事への報告

毎年 5 月末日までに、前年の 4 月 1 日に始まる年度内において実施した研修の名称及び研修を命ぜられた職員の状況並びにかつて研修を命ぜられた職

員のうち、当該年度内において離職し、又は死亡した者の研修及び研修費用の償還に関する状況その他必要な事項を警務部警務課長を通じ別記様式第3号により知事に報告しなければならない。